

川崎市SDGs推進アドバイザー設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市において、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組を推進するに当たり、専門的な知識、技術、経験等を有する者から助言、提言、情報提供等を受けることを目的として、川崎市SDGs推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する特別職非常勤職員とする。

(定数)

第3条 アドバイザーの定数は、1名とする。

(委嘱)

第4条 市長は、SDGsに関する専門的な知識、技術、経験等を有する者の中から、アドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(退職)

第5条 アドバイザーは、次のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任期が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解嘱)

第6条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(職務)

第7条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) SDGsの達成に向け、本市が実施すべき取組等に係る助言及び提言
- (2) SDGsの達成に向け、優れた取組等に関する情報提供
- (3) 前2項に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 担当課長は、アドバイザーと調整の上、勤務の日時及び場所を決定する。
(報酬)

第8条 市長は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)の規定に基づき、アドバイザーに報酬を支給する。

2 前項の報酬は月額とし、その額は30,000円とする。
(費用弁償)

第9条 市長は、アドバイザーがその職務のために出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

(公務災害等の補償)

第10条 アドバイザーの公務災害等の補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月27日条例第35条)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 アドバイザーに関する事務は、総務企画局都市政策部において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものの他、アドバイザーに関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。